

**観光振興事業費補助金交付要綱**  
**(FAST TRAVEL 推進支援事業、空港旅客受入環境機能強化等事業、空港混雑緩和対策事業)**

令和8年4月9日 国空総第2号

目次

- 第1章 共通事項（第1条―第2条）
- 第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業（第3条―第20条）
- 第3章 空港旅客受入環境機能強化等事業（第21条―第23条）
- 第4章 空港混雑緩和対策事業（第24条―第26条）

**第1章 共通事項**

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（FAST TRAVEL 推進支援事業、空港旅客受入環境機能強化等事業、空港混雑緩和対策事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とする。

- 一 世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一气通貫で高度化する事業（以下「FAST TRAVEL 推進支援事業」という。）
- 二 公共交通機関等におけるオーバーツーリズムに配慮しつつ、地方誘客を推進するため、地方空港を含めた空港ターミナルビル・アクセスの抜本的な改善やグランドハンドリング等の業務効率化等を図る事業（以下「空港旅客受入環境機能強化等事業」という。）
- 三 天候等によるトラブルで発生する空港ターミナルビル内の旅客の滞留や混雑を抑制するため、先進的な資機材を導入し、除雪作業等の処理能力を向上させる事業（以下「空港混雑緩和対策事業」という。）

**第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業**

（補助対象事業等）

第3条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業、補助対象事業者並びに補助対象経費の区分及び補助率は、別表1に定めるものとする。

（補助金の額）

第4条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
  - 二 別表1に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を大臣に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第5による交付決定変更通知書を補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣へ提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を大臣へ提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣へ提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣へ提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を大臣へ提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8による終了実績報告書を大臣へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第13条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による補助金支払請求書を大臣へ提出しなければならない。

(事業の中止等)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣へ提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第15条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第16条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第17条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第18条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第19条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

### 第3章 空港旅客受入環境機能強化等事業

(補助対象事業等)

第21条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業、補助対象事業者並びに補助対象経費の区分及び補助率は、別表2、別表3及び別表4に定めるものとする。

(補助金の額)

第22条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表2、別表3及び別表4に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

第23条 第5条から第21条までの規定は、空港旅客受入環境機能強化等事業について準用する。この場合において、第7条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表2、別表3及び別表4」と読み替えるものとする。

### 第4章 空港混雑緩和対策事業

(補助対象事業等)

第24条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業、補助対象事業者並びに補助対象経費の区分及び補助率は、別表5に定めるものとする。

(補助金の額)

第25条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表5に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

第26条 第5条から第21条までの規定は、空港混雑緩和対策事業について準用する。この場合において、第7条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表5」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年度予算から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

FAST TRAVEL 推進支援事業 (補助対象事業者等)

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
--------	---------	-----------	-----

搭乗関連手続きの円滑化	顔認証システムによる搭乗手続きの円滑化	本邦航空運送事業者、航空旅客取扱施設を設置し、又は管理する者及び補助対象機器を設置し、又は管理する者	・航空旅客取扱施設における搭乗関連手続きに係る顔認証対応機器の整備・改良（顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、顔認証自動搭乗ゲート、顔認証による各機器の一元化システムの導入に限る。）に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費	1/2
	各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化	本邦航空運送事業者、航空旅客取扱施設を設置し、又は管理する者及び補助対象機器を設置し、又は管理する者	・航空旅客取扱施設における搭乗関連手続きに係る先進機能の整備・改良（自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、自動搭乗ゲート、スマートレーン（自動で手荷物の仕分け、搬送が可能なレーン、X線検査機器（CT型に限る。）の導入に限る。）、ボディスキャナー（処理能力の高い機器に限る。）、預入手荷物検査機器）に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費	1/2
	手荷物輸送等の円滑化	本邦航空運送事業者、航空旅客取扱施設を設置し、又は管理する者、補助対象資機材を設置し、又は管理する者及び空港において地上取扱業務に従事する者	・航空旅客取扱施設・航空機間の旅客輸送又は手荷物輸送に係る先進機能の整備（手荷物搭降載補助機材、自動走行トレーディングトラクター、空港業務最適化システム、自動走行バス、自動装着・遠隔操作機能付き搭乗橋、自動ハイリフトローダー、自動航空機牽引機、高速バゲージハンドリングシステム）に要する経費	1/2
旅客動線の合理化・高度化	旅客動線合理化システム	本邦航空運送事業者、航空旅客取扱施設を設置し、又は管理する者及び補助対象機器を設置し、又は管理する者	・航空旅客取扱施設におけるチェックインカウンターの共用化（CUTEシステム）に要する経費 ・航空旅客取扱施設におけるインラインスクリーニングシステム導入に伴う施設整備に要する経費	1/2
	ビジネスジェット専用動線等	航空旅客取扱施設を設置し、又は管理する者	・ビジネスジェット利用客のための専用動線（CIQカウンター、待合施設、エプロンルーフ、自走式スロープ、専用通路）の整備・改良に係る設計や整備に要する経費	1/2
	空港ビル施設の配置適正化	本邦航空運送事業者及び航空旅客取扱施設を設置し、又は管理する者	・航空旅客取扱施設における旅客動線見直しに必要となる内装や付帯設備の改修に要する経費（構造躯体に係る経費は除く。）	1/2

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
4. スマートレーン、ボディスキャナー、預入手荷物検査機器については、東京国際空港、新潟空港、松山空港、高知空港、北九州空港、長崎空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場、岩国飛行場、徳島飛行場を除く。

別表2（第21条第2項関係）  
空港旅客受入環境機能強化等事業（補助対象事業者等）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
空港ターミナルビルの機能	地方公共団体、航空旅客	・航空旅客取扱施設におけるチェックインカウンターの増設や移設に必要となる整備に要する経費	1/2 (民間事業者に対

強化	取扱施設を設置し、又は管理する者及び協議会	・航空旅客取扱施設におけるコンコース等の拡張に必要となる整備に要する経費	して経費の一部を補助した地方公共団体等が補助対象の場合にあっては、地方公共団体等が補助する金額の1/2以下)
		・航空旅客取扱施設における保安検査場の拡張や検査機器の移設に必要となる整備に要する経費	
		・航空旅客取扱施設における搭乗待合施設の拡張に必要となる整備に要する経費	
		・航空旅客取扱施設における手荷物受取所の拡張やターンテーブルの増設、移設に必要となる整備に要する経費	

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
4. 本表における協議会とは、複数の航空・空港関係事業者等により構成される協議会又は団体をいう。
5. 補助対象は現に新規就航・増便に支障が生じている、搭乗手続き等に時間を要し搭乗に支障が生じている、又は生じることが明確に予想される空港に係る航空旅客取扱施設に限る。

別表3 (第21条第2項関係)

空港旅客受入環境機能強化等事業(補助対象事業者等)

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
空港アクセスの改善	地方公共団体、航空旅客取扱施設を設置し、又は管理する者及び協議会	・空港駅、二次交通への動線改善のために必要となる旅客取扱施設の整備に要する経費	1/2 (民間事業者に対して経費の一部を補助した地方公共団体等が補助対象の場合にあっては、地方公共団体等が補助する金額の1/2以下)
		・空港駅、二次交通の機能改善のために必要となる待合施設の拡張や整備に要する経費	
		・空港駅、二次交通への機能改善のために必要となる乗降場の拡張や整備に要する経費	

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
4. 本表における協議会とは、複数の航空・空港関係事業者等により構成される協議会又は団体をいう。
5. 補助対象は現に新規就航・増便に支障が生じている、搭乗手続き等に時間を要し搭乗に支障が生じている、又は生じることが明確に予想される空港に係る空港駅、二次交通へのアクセスに限る。
6. 構内道路の整備は、補助対象としないものとする。

別表4 (第21条第2項関係)

空港旅客受入環境機能強化等事業(補助対象事業者等)

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
--------	---------	-----------	-----

業務の効率化の推進	本邦航空運送事業者、航空旅客取扱施設を設置し又は管理する者、空港において地上取扱業務に従事する者、保安検査事業者、業界団体及び協議会	空港内における業務の効率化に資する先進機器（案内ロボット、自動航空機洗浄機、グラハン可視化システム（AIカメラ）、ジェット燃料タンク付帯設備等）の整備に要する経費	1/2
空港業務を担う人材の職場環境改善	地方公共団体、航空旅客施設を設置し、又は管理する者及び協議会	職場環境改善に資する共用の従業員用施設・設備（休憩室、保育施設、食堂等）の整備に要する経費	1/2 （民間事業者に対して経費の一部を補助した地方公共団体等が補助対象の場合にあっては、地方公共団体等が補助する金額の1/2以下）
空港業務の生産性向上に資する取組	地方公共団体、航空旅客施設を設置し、又は管理する者及び協議会	下記に掲げる空港業務の生産性向上に資する取組に要する経費 イ 空港における資機材の共有化又は共有化に要する経費 ロ 応援派遣、業務委託の需要変動リスクへの対応に要する経費	1/2 （民間事業者に対して経費の一部を補助した地方公共団体等が補助対象の場合にあっては、地方公共団体等が補助する金額の1/2以下）

（注）

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
4. 本表における協議会とは、複数の航空・空港関係事業者等により構成される協議会又は団体をいう。

別表5（第24条第2項関係）  
空港混雑緩和対策事業（補助対象事業者等）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
滑走路上等の除雪への体制強化	本邦航空運送事業者、航空旅客取扱施設を設置し、又は管理する者及び補助対象資機材を設置し、又は管理する者	滑走路の除雪作業の効率化に資する先進資機材、積雪状況監視システム等の導入に要する経費	1/2
航空機の融雪作業への体制強化	本邦航空運送事業者、航空旅客取扱施設を設置し、又は管理する者、補助対象資機材を設置し、又は管理する者及び空港において地上取扱業務に従事する者	航空機の融雪作業の効率化に資する先進資機材（ワンマンデアイシングカー）の導入に要する経費	1/2
鳥衝突防止対策の体制強化	航空旅客取扱施設を設置し、又は管理する者	航空機への鳥衝突防止に資する先進資機材（鳥検知システム、鳥害対策用高周波装置、鳥害忌避レーザー装置等）の導入に要する経費	1/2
旅客案内等の体制強化	本邦航空運送事業者、航空旅客取扱施設を設置し、又は管理する者、補助対象資機材を設置し、又は管理する者及び空港において地上取扱業務に従事する者	天候情報等を共有し旅客案内等の効率化に資する空港運用関連情報共有システム等の導入に要する経費	1/2

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。